

事務連絡  
令和4年6月24日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

各 { 都道府県  
市区町村 } 保育主管部(局) 御中

各 { 都道府県  
市区町村 } 介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省健康局難病対策課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、別添の啓発ポスター（「その香り 困っている人がいるかも？」）を作成し、「香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）」（令和3年9月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び健康局難病対策課事務連絡）により、衛生主管部(局)管下の医療機関等への情報提供を依頼したところです。

今般、柔軟剤などを使用する消費者への香りのマナー啓発をさらに推進するため、貴管下の保育所、高齢者施設等に対し、情報提供いただきますようご依頼申し上げます。

なお、本件に関連する参考情報をあわせて下記2に記載しておりますので、必要に応じてご参照下さい。

## 記

### 1. 啓発ポスターについて

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/assets/consumer\\_safety\\_cms205\\_210804\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/assets/consumer_safety_cms205_210804_01.pdf)

## 2. 関連情報について

日本石鹼洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

- (1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

[https://jsda.org/w/01\\_katud/a\\_sekken25.html](https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html)

- (2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して

[https://jsda.org/w/01\\_katud/jyuunanzai\\_kaori.htm](https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm)

# その香り

## 困っている人がいるかも？

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。  
自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることをご理解ください。



香りの強さの感じ方には個人差があります。

使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使い下さい。